#### ウイルス学会「研究倫理指針」

# 日本ウイルス学会における「適正な研究活動の実施のための行動規範」の制定

Establishment of Code of Conduct for conducting research properly and ethically: The Japanese Society for Virology

## 西條 政幸 $^{1)}$ , 木村 宏 $^{2)}$ , 錫谷 達夫 $^{3)}$ , 高梨 さやか $^{4)}$ , 中島 典子 $^{5)}$ (日本ウイルス学会研究倫理委員会)

- 1:国立感染症研究所ウイルス第一部
- 2: 名古屋大学大学大学院医学研究科ウイルス学
- 3:福島県立医科大学・微生物学講座
- 4: 東京大学大学院医学系研究科 国際保健学専攻 発達医科学分野
- 5:国立感染症研究所・感染病理部

## Masayuki SAIJO<sup>1)</sup>, Hiroshi KIMURA<sup>2)</sup>, Tatsuo SUZUTANI<sup>3)</sup>, Sayaka TAKANASHI<sup>4)</sup>, Noriko NAKAJIMA<sup>5)</sup>

- 1: Department of Virology 1, National Institute of Infectious Diseases, Shinjuku, Tokyo, Japan
- 2: Department of Virology, Nagoya University Graduate School of Medicine, Nagoya, Aichi, Japan.
- 3: Department of Microbiology, Fukushima Medical University, Fukushima, Fukushima, Japan
- 4: Department of Developmental Medical Sciences, School of International Health, Graduate School of Medicine, The University of Tokyo, Bunkyo-ku, Tokyo, Japan
- 5: Department of Pathology, National Institute of Infectious Diseases, Shinjuku, Tokyo, Japan

日本ウイルス学会研究倫理委員会(西條政幸、木村宏、錫谷達夫、高梨さやか、中島典子)は、理事長の指示基づき日本ウイルス学会会員がウイルス学に関連する研究を適切に、かつ、倫理規範に基づいて行うための行動規範(「適正な研究活動の実施のための行動規範」)を作成した。本行動規範では、医学研究における倫理規範、学術論文発表における倫理、動物愛護、遺伝子組換え実験を実施する上での手続き、バイオセーフティとバイオセキュリティ、公的研究費の適正な取り扱い等の項目について提言がまとめられている。

本行動規範は、2017年3月18日に国立感染症研究所で開催された第205回日本ウイルス学会理事会に提案され、最終的に2017年5月13日に理事会により承認された。

本行動規範は日本ウイルス学会会員がウイルス学に関連する研究を実施する上で、配慮すべきものである。また、本行動規範は必要に応じて改訂されるべきものであると考えている。以下、制定された本行動規範を記す。

## 日本ウイルス学会 適正な研究活動の実施のための行動規範(2017年5月13日制定)

## 第1条 制定の目的

- ① 日本ウイルス学会は、学会員が研究を適性に行い、かつ、「研究活動における不正行為」を行わないことの重要性及び 必要性を鑑みて、本行動規範を制定する.
- ② 日本ウイルス学会は、学会員がウイルス学に関連する研究を行うことを通じて、社会への貢献、科学の発展に尽くす上で、学会員が研究を実施し、研究成果をまとめ、学術発表する一連の作業の中で「研究活動における不正行為」があってはならないと考えている。

## 第2条 行動規範

① 目的

ウイルス学に関連する研究を通じて、科学の発展と社会に貢献する.

## ② 研究を行う上での倫理的配慮

- 1) 人を対象とする医学系研究(人由来の試料および人に係わる情報を用いた研究を含む)を実施する場合には、被験者の人権の保護を確保する必要がある(ヒトを対象とする医学系研究に関する倫理指針、http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/0000069410.pdf、http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/rinri/0504sisin.html、http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/、等). 生命倫理には、自律尊重(患者の自己決定を尊重する)、善行・仁恵(患者が最大限の利益を享受できるようする)、無危害(害を与えない)、正義(どの患者も平等に医療を受けられるようにする、限られた医療資源を公正に配分する)などがある。学会員は研究を行う上でこれらの生命倫理における原則を守る必要がある。
- 2) 臨床医学における疫学研究を実施する場合には疫学研究に関する倫理指針 (http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/dl/02-02.pdf) を遵守する.
- 3) 動物を研究に用いる場合には、動物愛護の立場を尊重して研究を実施する。各所属機関における関連規程を遵守する(日本学術会議動物実験の適正な実施に向けたガイドライン http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-k16-2.pdf,厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針 http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/honbun.pdf,http://www.maff.go.jp/j/press/2006/pdf/20060601press 2b.pdf).
- 4) ヒトゲノム・遺伝子解析研究を実施する場合には、被験者の人権の保護を確保する(ヒトゲノム・遺伝子解析研究 に関する倫理指針、http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/sisin1. pdf).
- 5) 遺伝子組換え技術が含まれる研究を実施する場合には、各所属機関における関連規程を遵守する。
- 6) 感染性病原体が取り扱われる研究を実施する場合には、研究者が研究を実施する上で感染することのないように心がけるとともに、病原体の管理を徹底する. バイオセーフティ・バイオセキュリティに関連する法令(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律や家畜伝染病予防法)、各所属機関における関連規程を遵守する. バイオセーフティ・バイオセキュリティを向上させる上で、国立感染症研究所病原体等安全管理規程(http://www0.nih.go.jp/niid/Biosafety/kanrikitei3/) も参考になる.
- 7) 産官学連携において実施される研究を実施する場合には、研究の適正化と信頼性を確保する.
- 8) 実施する研究がデュアルユースリサーチに関わる研究であるか否かを検討する. この検討に際しては「提言 病原 体研究に関するデュアルユース問題 (日本学術会議, 平成 26 年 1 月 23 日) (http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-t184-2.pdf)」を参考にする.
- 9) その他、日本で制定されている医学研究における倫理指針を遵守する.
- ③ 研究成果の信頼性・正確性の確保

研究成果の信頼性・正確性を確保することに努める。文部科学大臣制定の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(http://www.mext.go.jp/b\_menu/houdou/26/08/\_\_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568\_02\_1.pdf)に従う.

- ④ 研究成果の学術的発表における心得
  - 1) 捏造(存在しないデータに基づいて研究成果を作成すること)しない.
  - 2) 改ざん (研究活動によって得られた結果等を真性でないものに加工すること) しない.
  - 3) 盗用(他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語等を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること)しない.
  - 4) 研究成果の公表における著者資格 (オーサーシップ) を適正なものとする.
  - 5) 重複出版 (overlapping publication) しない.
  - 6) その他の不正な行為をしない.
- ⑤ 研究資金の適正な運営・管理・執行

研究資金の適正な運営・管理・執行を心がける. 所属機関の研究資金の適正な運営・管理等に関する規程を遵守する.

#### 第3条 本行動規範の改定

本行動規範は、研究倫理委員会により適宜作成および修正され、理事会の承認をもって制定、改訂されるものとする.